

暦計算室長 木下 宙様

1989年1月23日

### 来年度の暦要項の取扱について

例年、次年度の暦要項を2月1日の官報に掲載して衆知を計ってきた。それにのっとり、来年度の暦要項を暦計算室からうけ取った。しかしながら、その祝日の項目のなかに4月29日が天皇誕生日としてのせられている。これは、現在の法律の示すところであるが、事実としては天皇誕生日ではなく、法律の改正の準備も進められていると聞く。

一方、多くの人が2月1日の官報を待ちわびているのも確かのことである。そこで、今回は暦要項から祝日の項をはずして2月1日の官報にのせ、春分と秋分の日は24節気にでていることを説明することとした。現在の法律による祝日も、知りたい者には分かるような、手だてをこうする。

祝日については、3月1日の官報に載せる積もりである。なお3月1日には暦要項を全部官報に載せると言ったが、その後大蔵省印刷局から一度載せたものを重複しては載せられないとの方針の説明をうけたので、祝日だけを3月1日に載せる事にし暦要項の発表を完成させたい。

国立天文台長 古在 由秀